

福岡県公報

令和 7 年 6 月 3 日
第 600 号

目次

告 示（第360号－第365号）

○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	（農山漁村振興課）	1
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	（農山漁村振興課）	2
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	（農山漁村振興課）	2
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	（農山漁村振興課）	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	2
○公金事務の委託に係る告示	（自然環境課）	3
公 告		
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	（福祉総務課）	3
○令和 7 年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	（高齢者地域包括ケア推進課）	3
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	4
○管理理容師資格認定講習会の指定	（生活衛生課）	4
○管理美容師資格認定講習会の指定	（生活衛生課）	5
○落札者等の公示	（情報政策課）	5
○落札者等の公示	（情報政策課）	6
○土地改良区の清算人の退任	（農村森林整備課）	6
○土地改良区の役員の退任	（農村森林整備課）	7
○県営土地改良事業計画の決定	（農村森林整備課）	7

公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）	7
--	-------------	---

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）	7
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）		8
○クロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）の開催	（警察本部生活保安課）	9
○クロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）の開催	（警察本部生活保安課）	9

告 示

福岡県告示第360号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和 7 年 4 月農林水産省告示第554号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和 26 年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

鹿籠 助右エ門、自念 松五郎、磯部 吉之丞、木村 達臣、古野 登三郎、林 繁植、中村 徳次、邑本 辨造、川端 菊次郎、岡村 正雄、岡村 徳太郎、川端 佐一郎、平田 茂喜、古野 米蔵、亡清原ミヅ子相続財産、石場 サダ子、川端 賢、平尾 伴右衛門、筒井 來策、石場 嘉市、古田 傳十郎、堤 渉、野畑 彦蔵、青村 八郎、中村 孝二、蓬莱不動産株式会社、梅田 光、林 繁雄、原田 多作、松本 藤吉、小林 茂三郎、植前 甚左衛門、植前 辰己、大原 寛治、植村 三郎、古野 與助、古野 俊一、山西 金蔵、古野 サカ、植前 利平、植前 義雄、辻 太助、加藤 岩之助、宮本 喜作、西村 徳右エ門、廣谷 孫吉、原田 銀蔵、石原 梅吉、片田 元三郎、大路 富次郎、貫田 兵七、井上 爲吉、中村 タカ、奥村 嶋吉、古野 膳蔵、石場 秀吉、岡田 藤作、鹿籠 心一、植前 光春、岡本 吉次郎、林 安、中村 喜市、古野 久三郎、林 彌平、中村 喜代蔵、賀多上 又次郎

、植前 作市、石場 留藏、大瀬戸 孝一、西村 徳松、中村 彦藏、植前 五一、植村 富士太郎、中村 徳次、中村 肇、中村 徳仁、江口 慶一、政所 一三、植村 勝藏、秋野 征子、彌吉 久吾、原田 靖巳、林田 弘、植前 ヒデ、植前 義信、白石 照子、本田 博展、本田 祐治、西田 隆、岡村 太郎、中村 太郎、原田 靖巳、川端 若菜、手島 潮音

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年4月農林水産省告示第554号によること。

福岡県告示第361号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和7年4月農林水産省告示第549号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所及び八女市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所及び八女市役所

河野 和則、坪根 廣子、中村 ヒサコ、室岡 克典、栗原 稲生

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年4月農林水産省告示第549号によること。

福岡県告示第362号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和7年4月農林水産省告示第550号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和

26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する添田町役場及び大任町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

添田町役場及び大任町役場

高畑 彌生、安藤 永治、山口 時太郎、加藤 庄司、中川 良一、池田 升二

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年4月農林水産省告示第550号によること。

福岡県告示第363号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和7年4月農林水産省告示第551号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する八女市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

八女市役所

古澤 大地

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年4月農林水産省告示第551号によること。

福岡県告示第364号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉郡東峰村大字宝珠山字仙道5260の8・5261の8・字竹5265の6・5265の7・5268の3・5271の5・5281の17（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示365号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号
タカミヤ・里山・エックス共同事業体	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号

- 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入
「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2024－」の販売に係る売上金
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 委託をした日

令和7年4月1日

公 告

公告

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見募集期間
令和7年6月3日から令和7年7月2日まで
- 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

公告

令和7年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 受験資格
試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。
- 試験
 - 方法
試験は、筆記試験の方法により実施する。
 - 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
-----	------	-----

令和 7 年10月12日 (日曜日)	午前10時00分	北九州市八幡東区平野一丁目 6 番 1 号 九州国際大学
		福岡市城南区七隈八丁目19番 1 号 福岡大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分		問題数
介護支援分野	介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	25問
	保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること。	20問
保健医療福祉サービス分野	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること。	15問
	合 計	60問

(4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書 1 部に次に掲げる書類及び写真（申込み前 6 月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの）並びに受験手数料9,700円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812－0016 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料9,700円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合

でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）から令和 7 年 7 月 4 日（金曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

令和 7 年11月25日（火曜日）に受験者全員に対し、可否の通知を行う。

5 その他

試験を中止し、又は延期する場合は、福岡県及び介護支援専門員協会のホームページで公表する。

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092－431－4590）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して320円切手を貼った返信用封筒（角型 2 号程度で A 4 判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大城三丁目191番 1 及び191番 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市大城三丁目14番32号

松尾 政則

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の 4 第 2 項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、公告する。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01（8階）
- 2 講習会の会場
福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 受講申込み及び問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）
- 4 講習会の日程
令和7年10月20日（月）、10月27日（月）及び10月28日（火）の3日間
- 5 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
- 6 受講予定人数
10名
- 7 受講料
20,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、公告する。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01（8階）
- 2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

- 3 受講申込み及び問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）
- 4 講習会の日程
令和7年10月20日（月）、10月27日（月）及び10月28日（火）の3日間
- 5 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 6 受講予定人数
120名
- 7 受講料
20,000円

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
福岡県電子調達システムに係るWebLogic Server・JDKバージョンアップに伴う検証作業業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和7年4月7日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝デジタルソリューションズ株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目 4 番 1 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,596,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県電子調達システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝デジタルソリューションズ株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目 4 番 1 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

41,104,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

解散した清算法人 宮若市吉川土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
寶部 勝	宮若市脇田2204番地
安河内 龍一	宮若市小伏1381番地 2
藤島 重喜	宮若市下932番地
野田 金利	宮若市乙野442番地 1
松井 信秀	宮若市脇田525番地 1
小田 雅人	宮若市湯原632番地 1
山本 茂春	宮若市下911番地
中村 邦昭	宮若市小伏511番地
荒牧 栄一郎	宮若市乙野475番地
石松 靖孝	宮若市小伏491番地
松田 隆春	宮若市湯原994番地 3

公告

宮若市山口土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
中村 桃和	宮若市山口2214番地 1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営サコタ地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 7 年 6 月 3 日から 令和 7 年 7 月 1 日まで	朝倉市役所

公安委員会

福岡県公安委員会告示第168号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和 7 年 7 月 31 日（木） 午前10時00分から午後 5 時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地 2 久留米警察署

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後 3 時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後 3 時30分～午後 4 時30分	講習結果に対する考査
午後 4 時30分～午後 5 時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第169号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催する

ので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和 7 年 7 月 17 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	福岡県柳川市三橋町今古賀 53 番地 1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	福岡県筑紫野市上古賀一丁目 1 番 1 号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署
令和 7 年 7 月 30 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	福岡市中央区天神一丁目 3 番 33 号 中央警察署 会議室	中央警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第170号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和 7 年 6 月 3 日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 7 年 8 月 7 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 7 年 8 月 7 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15 名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 14,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第171号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年7月27日（日） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ

メートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第172号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年6月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年7月20日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令

- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。